

川越市母子生活支援施設すみれ館について

1 すみれ館の概要

児童福祉法第38条に基づく「配偶者のない女子又はこれに準ずる事情にある女子及びその者の監護すべき児童を入所させて、これらの者を保護するとともに、これらの者の自立の促進のためにその生活を支援し、あわせて退所した者について相談その他の援助を行うことを目的とする施設」です。

川越市母子生活支援施設すみれ館は、昭和46年6月に公設公営として設置し、広域入所の母子家庭の施設として運営してきました。しかしながら、43年が経過し、老朽化やバリアフリー、人員配置の問題など、継続するには課題を多く抱えています。

2 すみれ館の課題

耐震診断結果では、耐震基準を満たしていません。また、耐震補強設計によれば、補強工事を施工した場合に、玄関の封鎖、窓の封鎖、母子室の狭あい化など、施設としての機能を維持することが不可能です。また、各戸が煙突を介して一体化しているなど、現行の建築基準法や消防法に不適合となる個所が複数存在しています。

また、本市条例に基づく設備の基準でも母子室の面積や風呂の設置基準など満たしていない状況です。

3 すみれ館の廃止について

施設の安全性や現職員体制での支援の限界などから、母子生活支援施設としてあるべき機能を活かした運営をしていくことが困難となっています。このことから、すみれ館は、早急に廃止が望ましいと考えております。

4 母子生活支援施設の必要性

(1) 母子生活支援施設は、母子を分離するのではなく、専門的継続的な支援を行うことで、生活習慣を身に付け、経済的な自立、DV被害からの立ち直りや、学習支援による貧困の連鎖の防止など、様々な課題を共に寄り添いながら克服し、母子世帯を救済できる最良の施設です。広域利用が必要な母子世帯もいることから、各福祉事務所、児童相談所、配偶者暴力相談支援センター等と連携・協力しながらその機能を果たすことが重要であり、必要性の高い施設です。

(2) 「第三次川越市総合計画」及び「子ども・子育て支援事業計画」では、ひとり親家庭等の自立支援を推進しています。また、「川越市DV防止及び被害者支援に関する方針」では、DV被害者への支援として母子生活支援施設への入所を位置づけています。

(3) DV防止法への対応などによる新たな行政需要、児童虐待で一度保護された母子に対する家族再生と支援が必要な世帯への社会的救済としての意義、貧困対策として子どもの生活や成長を保障する観点などを十分勘案しながら、継続的支援を行うことができる複合施設として必要です。

(4) 市民からの要望として、「川越市ひとり親家庭等自立支援に関するニーズ調査（平成21年10月）」において、最も困っていることは「家計」で、次いで「仕事」、「住居」についてとなっており、「ひとり親が自立して安心して過ごせるような施設があればよい。」とのご意見がありました。また、「川越市男女共同参画に関する意識調査（平成25年9月）」においては、「DV被害者とその子どもが緊急時に安全に過ごせる避難場所及び安定した生活を確保」の要望が高くなっています。

5 整備手法等について

- (1) 現在「公設公営」の運営形式ですが、全国的に多くの施設が、「民設民営」の形式に移行しています。入所者のニーズが多様化しており、広域入所や24時間体制での支援が必要になることから、人材雇用などの面で柔軟に対応でき、経費削減も期待できる「民設民営」による運営形式が望ましいと考えます。
- (2) 整備補助制度については、国庫補助金「次世代育成支援対策施設整備費交付金」により交付基礎点数で算定され、補助率は1/2です。
民設の場合の中核市負担分は「川越市児童福祉施設整備費補助金交付要綱」及び「川越市民間社会福祉施設整備促進事業実施要綱」により算定し、建設費の3/8です。
- (3) 運営については、法定により、措置費が中核市1/2、国が1/2です。
- (4) 全国では、「民設民営」の形式に移行する際、地域の福祉施策に寄与できる施設の併設が多くなっており、当市においても併設施設を検討していきます。

6 今後のスケジュール

本方針は、平成27年度から具体的な整備方法、業者選考を決定し平成30年4月の開所を目標とします。



＜参考＞検討部会経過

●調査部会

第1回 平成21. 7. 31 第2回 平成21. 8. 20

●検討部会

第1回 平成21. 12. 18 第2回 平成22. 2. 22
 第3回 平成22. 8. 23 第4回 平成22. 11. 18
 第5回 平成23. 3. 17 第6回 平成26. 2. 14
 第7回 平成26. 8. 4 第8回 平成26. 10. 30
 第9回 平成27. 5. 13